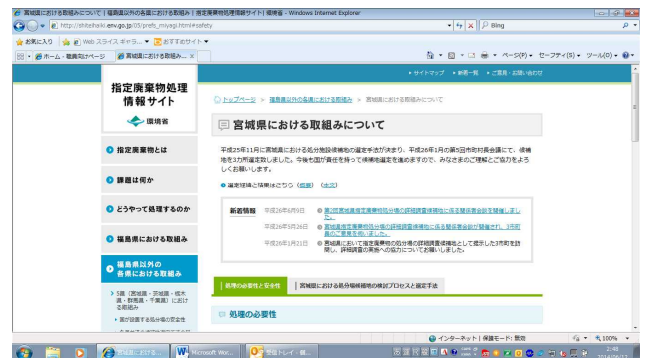


指定廃棄物の処理に関する県民の理解の促進について

1. これまでの取組について

1) 環境省ホームページを通じた理解の促進

- ・ H25.9 にリニューアルを行い、広く一般に対し、指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明
- ・ 特に宮城県民に取組状況を紹介するため、H26.4 には環境省ホームページ内に独立した特設ページを開設



2) 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じた理解の促進

- ・ 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処分施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットをH25.10 に作成・配布
- ・ モニタリングに関するパンフレットをH26.3 に作成・配布



※平成 25 年 10 月発行 第 1 版（一部、平成 26 年 3 月発行）

3) 新聞広報を通じた理解の促進

- ・宮城県民に対し、一時保管の現状と課題、処分施設の必要性、特に懸念の多い自然災害や水源への影響に対する安全性について、これまでに計6回新聞に掲載

＜宮城県における新聞広報の実績＞

- ・平成25年12月1日（河北新報：朝刊）

指定廃棄物の一時保管と、早期処理の必要性について

宮城県内には、原発事故当初に発生した放射性物質に汚染された指定廃棄物[※]が一時保管されており、早急な処理が必要です。国が責任をもって安全に処理を行いますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

環境省

発生経緯

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が、私たちの日常生活の中で排出されるごみの焼却灰や浄水発生土、廃わらやたい肥などに付着・溶出しました。そのうち、放射性セシウム濃度が一定濃度を超えた一部のものについては、処理に当たって一定の配慮が必要のため、指定廃棄物として、国の責任のもと、適切な方法で処分することとなりました。

処理の必要性

宮城県においては、このような浄水発生土や廃わらやたい肥などの農林業系副産物が県内に分散して一時保管されており、保管場所がひっ迫しています。これらの指定廃棄物を集約して安全に処分するため、処分施設及び仮設焼却施設を県内に1カ所設置します。他県で発生している指定廃棄物を持ち込んで処分することはありません。

処分施設の候補地選定について

国が丁寧に手順を踏んで候補地を選定します。地元の実情やご意向を最大限考慮するため、これまで計4回の市町村長会議を開催して、県や市町村との意見交換を行い、第4回会議（平成25年11月11日）で県内の処分施設の候補地の選定手法が決まりました。今後はこの選定手法に沿って候補地選定を進め、できる限り早期に処理を行います。

施設の安全性

国がつくる指定廃棄物の処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検庫を設けるなど何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。廃棄物が外部の水と接触しない構造とすることで放射性物質が外に漏れ出すことを防止します。さらに、長期間にわたって、国が維持管理・点検することにより、周辺住民の方々への健康に対する影響が生じないようにします。

宮城県における処分施設候補地の選定手法

安全な処分に万全を期するため、自然災害のおそれがある地域等を除外

地域特性に配慮（視光に及ぼす影響を避けるため一定地域を除外）

利用可能な国有地・県有地から必要な面積を確保できる土地を抽出

安心等の観点から地域の理解がより得られやすい土地を絞りこみ

詳細な調査を実施する候補地を3～4カ所程度選定

詳細調査を行い安全等の評価を行った上で、国が最終的な候補地を1カ所提示

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

- ・平成26年3月16日（河北新報：朝刊）

安全・安心確保のために必要な指定廃棄物の早急な処理について

広告 安全・安心確保のため、指定廃棄物[※]の早急な処理を。

環境省 環境省からのご案内です

宮城県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に安全な施設で処分することが必要です。県内3カ所の候補地において詳細調査を進め、国が責任をもって県内に処分施設等建設し安全に処理を行いますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

● 宮城県 ●

モニタリングポスト

埋立中から継続して空間線量率を測定し、結果を公表します。

管理棟

処分終了後も長期間にわたり国が維持管理・点検します。

仮設焼却炉

焼却炉には高性能の排ガス処理装置を設置し、排ガス中の放射性セシウムをほぼ完全に除去します。
※焼却終了後には、解体廃棄します。

処分施設

雨水や地下水の浸入を防ぎ、外部に放射性物質を出さず、放射線を抑える構造とします。また、人が直接目視により、コンクリート壁を確認します。

処分施設について

構造

処分施設の構造は、地下埋設型の二重のコンクリート構造で、地震などの災害に強く、周囲への影響を遮断する堅固な施設です。

埋立方法

指定廃棄物は容器で密封し、コンクリート構造物の内側に埋め立てます。埋立中は頑丈な建屋を設置すること、また、埋立終了後はコンクリートのふたや土壌で上部を覆うことにより、廃棄物の漏れや雨水・地下水の浸入を防止し、外部への放射性物質の漏れを防ぎます。また、コンクリート二重構造や廃棄物の密閉に土壌を充填することにより、放射線の影響を避け、放射線による周囲への影響を十分に低減できます。

埋立期間中

埋立期間中は、埋立作業の進捗や、埋立終了後のコンクリート壁の状況を確認します。また、埋立中から継続して、空間線量率や地下水のモニタリングを実施し、結果を公表します。

維持管理

処分施設では、コンクリート壁に異常が無いかどうか、管理点検庫からの直接目視により確認します。また、万が一何らかの異常があれば、いち早く察知して対処できるよう、埋立中から継続して、空間線量率や地下水のモニタリングを実施し、結果を公表します。

処分に向けた取組みについて

処分施設の候補地選定に当たっては、宮城県において、これまで5回の市町村長会議を開催して、処分施設の選定手法、選定基準などについて議論を重ねてきました。昨年11月の市町村長会議において候補地の選定手法を確定し、この手順にしたがって選定作業を進め、本年1月、詳細調査の候補地を3カ所提示いたしました。今後、地元のご意見も伺いつつ、丁寧に説明を行って詳細調査を実施し、その結果を評価して、最終的に1カ所の候補地（約2.5ha）を提示する予定です。

※宮城県の指定廃棄物処分場では、他県で発生している指定廃棄物を持ち込んで処分することはありません。

※指定廃棄物とは・・・放射性物質がごみの焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、廃わらやたい肥などに一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超えて付着・溶出し、環境大臣が指定した廃棄物のことです。これは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物は原子力施設で発生する放射性廃棄物ではありません。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

・平成 26 年 3 月 30 日（河北新報：朝刊）

自然災害に対する指定廃棄物の処分施設の安全性について

広告 指定廃棄物[※]の処分施設は自然災害に強い施設です。

環境省からのご案内です

候補地の選定に当たっては、地震や洪水など自然災害を考慮して避けるべき地域を避けるルールを定め、宮城県において候補地（3カ所）を選定しました。今後、さらに詳細にそれぞれの候補地の地質・地盤状況などを把握し、安全性を確認する調査を実施します。

自然災害を考慮して避けるべき地域を除外して候補地を選定

有識者会議において施設の安全性などに関する検討を行うとともに、市町村長会議において宮城県の地域特性に応じた配慮すべき事項について議論を重ねてきました。国において入手可能な既存資料を用いて自然災害を考慮して避けるべき地域を除外し、処分施設に必要な面積（約2.5ha）を確保できる候補地を選定しました。

地すべり 斜面崩壊 土石流 陥没 地震
津波 雪崩 洪水 火山噴火

なお、地域特性に配慮して、観光に及ぼす影響を避けるため一定地域を除外したほか、安心などの観点（生活空間や水源との近接状況、自然環境）から土地の絞り込みを行いました。

※宮城県の指定廃棄物処分施設では、他県で発生している指定廃棄物を持ち込んで処分することはありません。
※指定廃棄物とは・・・放射性物質がごみの焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、燃わらないごみに一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超えて付着・濃縮し、環境大臣が指定した廃棄物のことです。これらは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物は原子力施設で発生する放射性廃棄物ではありません。

処分施設の構造

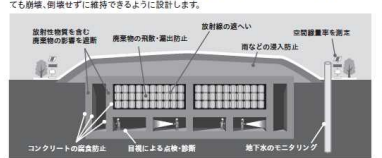
処分施設は地下埋設型の二重のコンクリート構造として、雨水や地下水など浸入を防止するほか、廃棄物の漏洩に土壌を充填するなど荷重もの対策を講じることで、放射性物質の外部への漏洩を防ぎ、放射線による周囲への影響を十分に低減できます。

処分施設の維持管理

使用するコンクリートは、十分な耐久性が確保できるものを使用し、長年にわたり、国が維持管理します。また、管理点検路を設置し、人が入ってコンクリート層に異常がないかを常時監視により確認できます。万が一何らかの変化があれば、いち早く敷地に対して対応できるよう、埋立で中々継続して、放射線量や地下水のモニタリングを実施します。

耐震性

建設場所において発生する可能性のある地震を想定し、極めてまれに発生する地震による力に対しても破壊、倒壊せずに維持できるように設計します。



設計性荷重をもつ廃棄物の長期貯蔵 放射線の遮へい 雨水などの浸入防止 自然環境等も保全
コンクリートの破損防止 自然による崩壊・変形 地下水のモニタリング

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | この広告・指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

・平成 26 年 4 月 7 日（河北新報：朝刊）

水源への影響を遮断する指定廃棄物の処分施設について

広告 指定廃棄物[※]の処分施設では水源への影響を遮断します。

環境省からのご案内です

処分施設の設置にあたっては、水源に影響を及ぼさないように配慮することは極めて重要です。そのため、処分施設は、二重のコンクリートで遮断し、管理点検路を設けるなど荷重もの対策を講じ、雨水や地下水などの浸入を防ぐ構造とします。さらに、安心などの観点からも、水源との距離などを考慮して候補地を選定しました。今後、さらなる安全性の確認のため、詳細調査を行っていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

処分施設は水を排出しない構造です。

処分施設の構造は、地下埋設型の二重のコンクリートで、周囲への影響を遮断する堅固な施設です。埋立中は通気した構造を設けること、また、埋立後はコンクリートのふたや水を通じにくい混合土で上部を覆って、廃棄物の飛散や雨水・地下水の浸入を防止し、外部の放射性物質の流出を防ぎます。また、人による直接目視での点検を行うほか、空室検量率や地下水のモニタリングを実施します。

水源との近接状況などを考慮して候補地を選定しました。

候補地は自然災害のおそれがある地域などを除外した上で選定しました。処分施設は外部からの水の浸透を遮断する構造であり、周囲への影響を十分に防止できるものですが、さらに、水源との距離、生活空間との距離、自然環境から評価を行い、候補地としてより望ましい土地を選定しました。

詳細調査で地質・地盤などをさらに確認します。

宮城県内3カ所の候補地において、さらに詳細に安全性を確認するためには、ボーリングなどによる地質・地盤・地下水の調査が必要です。詳細調査の結果については、有識者会議において評価し、自然災害への対応を含め、安全面に支障がないこと、施工が可能かどうかをしっかりと確認します。今後、地元のご意見も伺いつつ、詳細調査を進めた上で、処分施設を設置する候補地（1カ所）を選定し、指定廃棄物を安全に処理してまいりますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

① コンクリートの二重構造 ② 埋立中の通気した構造の設置 ③ ベントナイト混合土による雨水浸入防止 ④ 人による直接目視での点検 ⑤ 地下水モニタリング

※宮城県の指定廃棄物処分施設では、他県で発生している指定廃棄物を持ち込んで処分することはありません。
※指定廃棄物とは・・・放射性物質がごみの焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、燃わらないごみに一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超えて付着・濃縮し、環境大臣が指定した廃棄物のことです。これらは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物の放射線濃度は原子力施設で発生する放射性廃棄物にくらべ、はるかに低いものです。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | この広告・指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

・平成 26 年 5 月 30 日（河北新報：朝刊、朝日：朝刊、読売：朝刊）

安全性を確認するための詳細調査へのご理解について

広告 指定廃棄物[※]の早急な処理が必要です。

環境省からのご案内です

安全性を確認するための詳細調査についてご理解ください。

地元の方々から施設の安全性など様々なご心配の声を頂いております。そのご意見にお答えするためにも、今後、詳細調査を行うことが必要と考えております。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

指定廃棄物の処理の必要性

宮城県内では、燃わたり浄水発生土などの放射性物質に汚染された指定廃棄物が、県内各所で保管されており、早急な処理が必要です。このためには、県内に集約して二重のコンクリート構造とする等、安全に処分できる施設を早期に設置します。

候補地選定までの流れ

環境省では、地域の実情に配慮する観点から、宮城県知事及び県内全ての市町村長が参加する会議を開催して議論を重ねてきました。第1回会議にて、県内1カ所で処分場を確保することを合意いただいた上で、その後、第4回会議において、宮城県における選定手法を確定し、第5回会議にて詳細調査の候補地3カ所を提示しました。

詳細調査として考えている内容

必要対策を検討し、安全面での支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能であることを確認します。

数ヶ月の見込み

①地質・地盤調査
地表面調査により、候補地内に避けることができない地すべり地形がないかどうか
・ボーリング調査・弾性波調査により、候補地内及びその近郊に活断層がないかどうか 等

②アクセス性
候補地までのアクセス道路の利用あるいは設置が可能かどうか 等

③土地の権利関係等
候補地及びその周辺の土地所有者、土地使用者等を確認。また、各種法令の手続きを確認

●調査データを有識者会議に諮り、専門家の視点による評価を実施します。



指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | この広告・指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535（9:30～18:15 土日祝除く）

・平成26年6月16日（（河北新報：朝刊、朝日：朝刊、読売：朝刊）

安全・安心確保のために必要な指定廃棄物の早急な処理について

広告

環境省
環境省からのご案内です

安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を。

宮城県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に安全な施設で処分することが必要です。県内3カ所の候補地において詳細調査を進め、国が責任をもって県内1カ所に処分施設等を建設し安全に処理を行いますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

● 宮城県 ●

モニタリングポスト

建立中から継続して空間線量率を測定し、結果を公表します。

処分施設

雨水や地下水の流入を防ぎ、外部に放射性物質を出さず、放射線を抑えいずる構造とします。また、人が直接接触により、コンクリート壁を破損します。

放射性物質

処分終了後も長期にわたり放射線管理・監視します。

国家廃棄物

廃却時には放射性物質の除去・処理設備を設置し、放射線中の放射性セシウムをほぼ完全に除去します。
*廃却終了後には、放射線管理します。

処分施設について

構造
処分施設の構造は、地下埋設型の二重のコンクリート構造で、地盤などの災害に強く、周辺への影響を低減する構造とされます。

電立方法
指定廃棄物は初期で密封し、コンクリート構造物の内部に埋め立てます。埋立中は適切な管理を施すこととします。埋立終了後はコンクリートの硬化や土壌で上部を覆うことにより、放射性物質の飛散や雨水・地下水の流入を防ぎ、外部への放射性物質の流出を抑えます。また、コンクリート二重構造や放射性物質の漏洩に土壌を充填することにより、放射線の影響を抑え、放射線による周辺への影響を十分に低減できます。

電立期間
電立期間中は、コンクリート壁に異常がないかどうか、管理員が定期的な巡回点検により確認します。また、万が一何らかの異常が認められれば、早く検出して対応できるよう、埋立中から継続して、空間線量率や地下水のモニタリングを実施し、結果を公表します。

指定廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/> | 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)

4) モニタリング情報の公表

- ・既に動いている他県の減容化施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表することにより透明性を確保。

指定廃棄物処理情報サイト
トップページ > 減容化施設公開 > 福島県浄化センターにおける実証事業

指定廃棄物とは

課題は何か

どうやって処理するのか

減容化に向けた取り組み

事業概要

- 事業の実施状況・施設概要(4/4) 12/08
- 施設概要の不安・改善策 5/08/08
- 長期的検証 12/08

モニタリングデータについて

- 浄化センター・空研最良地帯(125.9.1～126.2.31) 12/08
- 浄化センター・東芝山地区 1/09
- 地帯区・地帯土壌の放射線測定地帯(125.9.1～126.2) 12/08
- 同地帯区からの放射線の放射線測定地帯(125.9.1～126.2) 12/08

2. 今後の進め方について

これまで以上に、集中的に連載企画・シリーズ化した広報活動を行うことにより、幅広く県民の理解が得られるように取り組む。

1) 新聞を通じた理解の促進

宮城県においては、これまでも一時保管の現状と課題、処分施設の必要性、特に懸念の多い自然災害や水源への影響に対する安全性について、これまでに計6回新聞広報によりお知らせを行ってきた。

今後、これまで以上に、指定廃棄物に係る取組みについて、県民の関心に沿った情報発信を行い、指定廃棄物の安全な処分について皆様の理解が得られるよう、努める予定。

2) テレビを通じた理解の促進

新聞広報に加え、新たな広報施策として、テレビ広報番組を作成することを検討している。

具体的には、放射線や指定廃棄物の処分について不安を感じている方々に対し、放射線の基礎知識、指定廃棄物の基礎知識等について、分かりやすい広報番組を作成し、定期的に放送することを検討中。

3) ホームページにおけるコンテンツの充実

指定廃棄物のホームページについては、宮城県の取組み状況を紹介するための特設ページに、選定作業の一部を地図上で表示するページの作成など、さらに宮城県民の理解を促進するようなコンテンツの充実などを行っていく。

安全等の観点から避けるべき地域及び観光への影響も配慮し避ける地域

Map右のボタンをクリックして選択すると、処分場の調査候補地選定において除外された地域を見ることができます。



今後追加するコンテンツのイメージ図